

今治市都市計画公聴会会議録

1 日 時：平成 27 年 10 月 6 日（火） 14 時 00 分～14 時 20 分

2 場 所：今治市総合福祉センター「愛らんど今治」 4 階多目的ホール

3 出席者

(1) 公述人：1 名

住 所：今治市宮下町 [REDACTED]

氏 名：[REDACTED]

(2) 傍聴人：7 名

(3) 議 長：今治市都市建設部長 垣谷 光慶

(4) 司 会：今治市都市建設部都市政策課長 曾我部光志

(5) 事務局：今治市都市建設部都市政策課課長補佐 田鍋 文浩

今治市都市建設部都市政策課計画係長 近藤 武志

今治市都市建設部都市政策課主査 宮脇 順一

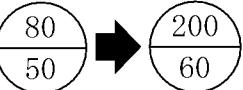
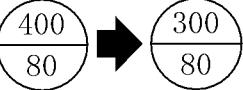
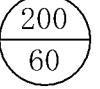
4 都市計画素案の概要

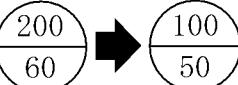
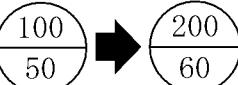
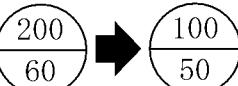
(1) 都市計画の種類及び名称：今治広域都市計画用途地域

(2) 変更する内容

今治市では、市街化区域において用途地域の指定により、住宅地、商業地、工業地などの地域に区分し、地域ごとに建築することができる建築物の種類及び規模を定め、健康で文化的な都市づくりを進めております。今回の変更は、現在定めている用途地域の中で、現行の今治市の用途地域決定（見直し）基準に合致していない地域における用途地域を変更しようとするもの、及び一部の地域において、既存の土地利用の現状と今後の動向を勘案したうえで、今治市の将来の発展に資するため用途地域を変更しようとするものです。

(3) 用途地域変更箇所別表

番号	地区名	面 積	用 途 地 域	容積率 建ぺい率
1	宮下町地区	約 4.3ha	第一種低層 住居専用地域 → 第一種住居地域	
2	北宝来町地区	約 0.4ha	商 業 地 域 → 近隣商業地域	
3	南大門町地区	約 2.5ha	第一種中高層 住居専用地域 → 第一種住居地域	

4	鳥生町地区	約 4.9ha	第一種中高層 住居専用地域	→ 第一種住居地域	
5	馬越町地区	約 3.2ha	第二種住居地域	→ 準工業地域	
6	郷新屋敷町地区	約 0.1ha	準工業地域	→ 第一種中高層 住居専用地域	
7	東村地区	約 1.0ha	第一種住居地域	→ 準工業地域	
8-①	今治新都市第2地区	約 0.6ha	第一種住居地域	→ 第一種低層 住居専用地域	
8-②	"	約 0.03ha	第一種低層 住居専用地域	→ 準工業地域	
8-③	"	約 0.02ha	準工業地域	→ 第一種低層 住居専用地域	
8-④	"	約 0.02ha	準工業地域	→ 第一種住居地域	
合 計		約 17.1ha			

5 会議録

【司会：都市政策課長】

公聴会の開催にあたり、会場の皆様にお願い申し上げます。本会場は、禁煙となっておりますので、おタバコはご遠慮願いますよう、よろしくお願ひいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードへの設定をしていただきますよう、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから今治広域都市計画用途地域の変更案に係る公聴会を開催いたします。私は、本日司会を務めさせていただきます都市政策課長の曾我部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して座らせていただきます。

本日の公聴会は、前方に掲示しております会次第に基づきまして、議長挨拶、注意事項の説明、公述、閉会の順で進行させていただきます。なお、本日の公聴会の開催に先立ちまして、平成27年7月17日の金曜日から7月31日の金曜日までの2週間、都市計画用途地域の変更素案を縦覧いたしましたところ、[REDACTED]様から、意見申出書の提出がございました。その後、10月1日付で公述人代理申請書が提出され、本日は今治市都市計画公聴会規則第5条第2項の規定によりまして、代理者でございます[REDACTED]様を公述人とさせていただきましたことをご報告させていただきます。

本日の議長でございますが、今治市都市計画公聴会規則第6条の規定によりまして、都市建設部

長の垣谷が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議長よりご挨拶申し上げます。

【議長：都市建設部長】

皆様、こんにちは。ただいま紹介がありました、本日の議長を務めさせていただきます都市建設部長の垣谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、「今治広域都市計画用途地域の変更に係る公聴会」ということで、広く市民の皆様へご案内を申し上げましたところ、お忙しい中にもかかわらず、お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。また日頃より、皆様方には、市政全般にわたり格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。失礼して座らせていただきます。

さて、本日の案件は、「今治広域都市計画用途地域の変更について」でございます。本市では、市街化区域において用途地域の指定により、住宅地、商業地、工業地などの地域に区分し、地域ごとに建築することができる建築物の種類及び規模を定め、健康で文化的な都市づくりを進めております。今回の変更は、現在定めております用途地域の中で、現行の今治市の用途地域決定（見直し）基準に合致していない地域における用途地域を変更しようとするもの、及び一部の地域において、既存の土地利用の状況と今後の動向を考え合わせたうえで、今治市の将来の発展に役立てるため用途地域を変更しようとするものでございます。

公述に入らせていただく前に、この公聴会の趣旨について、簡単にご説明させていただきます。本日の公聴会は、都市計画法第16条第1項の規定に定めるところによりまして、今治広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画案作成にあたり、広く市民の皆様のご意見をお伺いするために行うものでございます。したがいまして、この場におきましてのご意見の内容に対しお答えするものではありませんが、本日お伺いしたご意見は、今後の都市計画の参考にさせていただくとともに、後日、都市計画審議会において報告させていただきます。

公述される方及び傍聴される方は、この公聴会の趣旨を十分ご理解いただきまして、円滑な進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。それでは、公聴会における注意事項につきまして、司会の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【司会：都市政策課長】

続きまして、公聴会の注意事項をご説明いたします。公述人の方は、先にお渡しいたしました「公述人決定通知書」に記載のとおり、ご意見を述べていただきます。また、公述申出の際にご提出いただきました公述申出書の「意見の要旨」に基づきまして発言されるよう、よろしくお願ひいたします。なお、公述の内容が公述申出書の「意見の要旨」から大きく外れた場合、または都市計画素案の内容から大きく外れた場合は、議長が発言を制止することがありますので、あらかじめご承知願います。公述人の方は、お名前をお呼びいたら、壇上の公述席までお進みいただき、議長が「公述をお願いいたします」と申し上げましたら、ご意見を公述していただくよう、よろしくお願ひいたします。なお、公述される方からの質問はできませんので、あらかじめご了承ください。

傍聴人の皆様につきましては、入口や会場内にお示ししております「傍聴人に対する注意事項」

を守っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、公述内容につきましては、ご意見もおありかと存じますが、本日の公聴会は、公述人の方からご意見をいただくことを目的としておりますので、傍聴人の方からのご発言や拍手をするなどの行為は、ご遠慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。なお、公聴会の進行を妨げるようなことがありますときは、退場していただくこともあります。

以上のことをご了承のうえ、静粛に傍聴のほどいただきますよう、重ねてお願ひいたします。以上でございます。

【議長：都市建設部長】

それでは、ただいまから公述を始めさせていただきます。公述される方は、[REDACTED]様の代理人でいらっしゃいます [REDACTED] 様でございます。壇上の公述席の方へお進みください。

それでは、公述をお願いいたします。

【公述人：[REDACTED]】

先程案内をいただきました私は、[REDACTED]と申します。本日は、[REDACTED]が公述人として出席する予定でございましたが、業務の都合がございまして、代理公述人として私がこの場で公述させていただきます。よろしくお願いをいたします。

この度、今治市さんが「今治広域都市計画用途地域の変更（素案）」を示された中で、宮下町地区の用途地域変更にかかる境界線が当法人の敷地内を通っております。このことにつきまして、当法人の意見を公述させていただきますが、今治市さんには、このような機会を設けていただき、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当法人が運営しています今治第一病院は、今治市の中心部である当地において、昭和 46 年から二次救急指定病院の告示を受け、現在まで 40 数年に余って今治医療圏域の救急当番輪番制の一翼を担ってまいりました。その間、昼夜を問わず可能な限り、救急搬送された患者さんを受入れ、緊急手術に対応してまいりました。救急車の受入台数では年間約 1,000 台余りを受け入れており、特に心臓外科関係では、三次救急にも可能な限り対応してまいっております。そのなかで患者さんの救命救急に少なからず貢献出来ていると自負しております。以来、今日まで救急車搬入患者さん以外にも急性期病院として、年間約 1,200 例余りの手術を行い、緊急患者さんに対応してまいっております。今後も可能な限り対応していく所存でございます。そのような救急での業績が認められまして、愛媛県から平成 21 年 12 月に救急事業において、準公的医療機関の位置付けにあたります「社会医療法人」の認可を受け、従来以上に救急業務に精励している所でもあります。ご存知のとおり、社会医療法人の位置付けとしまして当医療圏域内において二次救急指定病院として、将来にわたって安定的な運営、そして維持・持続して存続させていくことを求められております。今後ともその趣旨に沿って今治市の中心部において、二次救急医療体制を維持・構築していく所存でございます。この二次救急医療体制を維持・構築していくためには、施設の更新が必須となってございます。当院は現在、新築にはなりましたが、病院の一部でありますオペ棟が平成 10 年に建築されて

おり、老朽化が進んできております。平成30年頃までに同一敷地内において、医療施設の改築を行い、可能な限り患者さんに対して、安全で低侵襲な医療に対応していく最新の医療機器を導入したオペ棟にしていきたいと思っております。また、超高齢化時代が到来いたしますが、治療が終わり、症状が安定したとしても在宅復帰が困難な高齢患者さんの受入が十分でない現状にあります。これからは、このような患者さんの受入施設にも力を注ぐ時期と考えており、福祉施設の建築等を行う必要性を感じているところでもあります。以上、当法人が今治医療圏内で住民の皆さんのが安心して暮らせる、少なくとも当医療圏域内の患者さんは、当医療圏域内で治療ができ、完治できる体制の医療ビジョンを計画して実行していく企画しているところでもあります。

これらのこと考慮したうえで、今治市さんとしては、宮下町地区において、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域への変更案をご提示していただけたのではないかと思っておりますが、しかし今回提示していただいた変更案は、第一種低層住居専用地域と第一種住居地域との境界線が、当法人の今治第一病院の敷地内で、見通し線となっているため、先に述べました当院の将来ビジョンとして考えております新築計画や建替計画等において、用途地域上は可能となります、高さ制限や容積率・建ぺい率等が支障となる恐れが生じてきます。そのため、同一敷地内を分断する見通し線ではなく、道路・水路・筆界などによる境界線に設定し直していただきたいと思っております。今治市さんが示しております宮下町地区の用途地域の変更理由としまして、「当地区の後方に形成されている良好な住環境を保全するため、緩衝機能を図る地区として、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域へ変更しようとするものである。」と述べられております。まさにそのとおりだと私どもも思っております。当院の周辺には、県立今治北高等学校や今治拘置所といった公共施設が立地しており、準公的医療機関である当院も含めて、一団の公共公益施設区域を形成しているものと考えられます。そのため、これら公共公益施設区域全体を、第一種住居地域に設定し、交通量の多い4車線の幹線道路との緩衝帯とすることで、より境界がはっきりし、今治市さんの変更理由にもありましたように、より良好な住環境の保全が図られるのではないかと思います。そして、JR今治駅からの徒歩圏域でもある当地での医療機関の立地・充実は、歩いて暮らせるまちづくりの実現や中心市街地の活性化などにも少なからず寄与する面があるのではないかと考えますので、何とぞ修正の検討をお願い申し上げる次第でございます。以上で、私の公述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【議長：都市建設部長】

ありがとうございました。これで、公述を終わります。

大変ありがとうございました。皆様方には、円滑な公聴会の進行にご協力をいただき、ありがとうございました。あわせて公述人の方には、お忙しい中、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。本日のご意見につきましては、今後、市の意見を取りまとめた見解書を作成させていただき、後日公述人の方に通知させていただくとともに、2週間市民の皆様へ縦覧させていただきます。なお、この見解書の作成に際しましては、本日の意見を反映し、公共の福祉の増進に寄与するものであれば、素案を修正させていただく場合もございます。また、今後の都市計画の変更に際しての参考にさせていただくとともに、都市計画審議会におきまして、住民の意見として報告さ

せていただきます。本日はどうもありがとうございました。これからのお進行は司会にお返しいたします。

【司会：都市政策課長】

ありがとうございました。今後の手続きでございますが、先ほど議長からもお話をありましたとおり、公聴会でのご意見に対しまして市の考え方を見解書としてお示ししますとともに、都市計画変更の手続きであります案の縦覧を行い、意見書の受付を行うこととなっております。また、市のホームページにおいても掲載させていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今治広域都市計画用途地域の変更に係る公聴会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。これで閉会いたします。

【議長：都市建設部長】

どうもありがとうございました。

公述人が述べた意見の要旨及び公聴会の経過は、本会議録のとおりである。

平成27年10月9日

議長

都市建設部長 垣谷光慶

